

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス
2. 相談会開催のお知らせ

-
1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス
-

■吸収合併に係る手続について

公益法人 A（合併存続法人）が公益法人 B（合併消滅法人）を吸収合併する場合の手続の主な流れについて、順を追って御説明いたします。

※以下、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）を「法人法」と、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）を「認定法」といいます。

（1）吸収合併契約の締結

一般法人（公益法人）が合併をする場合には、合併契約を締結しなければならないとされているところ（法人法第 242 条）、A B 間の吸収合併契約に定める事項は、A 及び B の①名称及び②住所並びに③吸収合併の効力発生日です（同法第 244 条）。

（2）－ 1 変更認定の申請または合併の届出（A 関係）

A は、吸収合併に伴い公益目的事業の内容等を変更しようとするときは、軽微な内容を除いて A の行政庁の認定を受ける必要があります（認定法第 11 条第 1 項）、申請書を A の行政庁に提出しなければなりません（同条第 2 項）。変更認定の申請は、十分な時間的余裕を持って行ってください。

また、A は、上記の変更認定の申請をしない場合には、あらかじめ、A の行政庁に、合併する旨を届け出る必要があります（同法第 24 条第 1 項第 1 号）。

（2）－ 2 合併の届出（B 関係）

B は、あらかじめ、B の行政庁に、合併する旨を届け出る必要があります（認定法第 24 条第 1 項第 1 号）。

（3）吸収合併契約に関する書面等の備置き及び閲覧等

吸収合併契約備置開始日(※)から、Aにおいては効力発生日後6箇月を経過する日までの間、Bにおいては効力発生日までの間、吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項(事前開示事項)を記載した書面等を、その主たる事務所に備え置く必要があります(法人法第250条、第246条)。

※「吸収合併契約備置開始日」とは、次のいずれか早い日です。

- ・吸収合併契約承認の社員総会・評議員会の日から2週間前の日
- ・債権者の異議(下記(5)参照)における官報公告の日又は知れている債権者に対する催告の日のいずれか早い日

(4) 吸収合併契約の承認

A及びBは、それぞれ、効力発生日の前日までに、社員総会又は評議員会の決議により、吸収合併契約の承認を受ける必要があります(法人法第251条、第247条)。

(5) 債権者の異議

A及びBは、それぞれ、債権者が吸収合併について、一定の期間内に異議を述べることができる旨等を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告する必要があり、「一定の期間内」は1箇月を下ることができません(法人法第252条、第248条)。

(6) 合併の登記

効力発生日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地において、Aについては変更の登記を、Bについては解散の登記をして下さい(法人法第306条)。

なお、登記の申請書には、吸収合併契約の承認に係る社員総会又は評議員会の議事録を添付する必要があります(同法第317条第2項)。

(7) 吸収合併に関する書面等の備置き及び閲覧等(A関係)

Aは、効力発生日後遅滞なく、吸収合併によりAが承継したBの権利義務その他の吸収合併に関する事項として法務省令で定める事項(吸収合併存続法人の事後開示事項)を記載した書面等を作成し、効力発生日から6箇月間、その主たる事務所に備え置く必要があります(法人法第253条)。

(8) Bに係る事業報告等の提出(A関係)

Aは、合併の日から3箇月以内に、Bに係る認定法規則第8条第4項に規定する書類をAの行政庁に提出する必要があります(同規則第8条第4項、第41条第4項)。

2. 相談会開催のお知らせ

■公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会の開催案内

公益認定申請や法人運営に関し、各法人の実情に応じて、個別に無料で相談員（内閣府が委嘱する法律・会計の専門家）に御相談いただける相談会を開催しています。

○大阪第1回開催（申込み〆切：11月4日（木））

開催日：2021年11月17日（水）

・相談会 1)13:00～ 2)14:00～ 3)15:00～ 4)16:00～

場所：大阪科学技術センター（大阪府大阪市西区靱本町1-8-4）

※内閣府職員による簡易セミナーはございません。

詳細・申込み方法は下記を御覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/#SeminarNews>

このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/mailmagazine.html>

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0051 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37 森ビル12階

TEL:03-5403-9586

Mail:koeki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

=====
COPYRIGHT(C)2021 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.
本メールの無断転載を禁止します。